

# 金沢市公報

# 第3141号の2

令和6年(2024年)4月1日

〒920 - 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	○介護保険法の規定による事業者の指定につい	
●告示		て(介護保険課)	8
○金沢市自転車等駐車場条例の規定に基づく暫		○介護保険法の規定による事業の廃止について	
定自転車等駐車場の指定について(交通政策課)	1	(2件) ( " )	8
○ふるさと納税寄附金等に係る指定納付受託者		○子ども・子育て支援法の規定による特定教育・	
の指定について (総務課)	2	保育施設の確認について (保育幼稚園課)	9
○金沢市電子申請サービスを通じて納付する使		○子ども・子育て支援法の規定による特定子ど	
用料、手数料等に係る指定納付受託者の指定		も・子育て支援施設等の確認について	
について (デジタル行政戦略課)	3	( ")	9
○いしかわ施設予約サービスを通じて納付する		○粗大ごみ及び臨時多量ごみに係る戸別収集手	
使用料に係る指定納付受託者の指定について		数料に係る指定納付受託者の指定について	
( " )	3	(ごみ減量推進課)	10
○包括外部監査契約の締結について		●公告	
( " )	3	○予防接種を行うことについて (健康政策課)	10
○令和3年告示第131号(金沢市指定文化財の		○地区計画等の原案の縦覧について(都市計画課)	12
指定及びその保持者又は保持団体の認定につ		○金沢市農用地利用集積計画を定めたことにつ	
いて)の一部改正について (文化財保護課)	4	いて (農業委員会事務局)	12
○地縁による団体の告示された事項の変更につ		●公営企業公告	
いて (市民協働推進課)	4	○令和6年度の下水道事業受益者負担金の賦課	
○計量器の定期検査の実施について		対象区域について (下水道整備課)	13
(ダイバーシティ人権政策課)	5	●病院事業告示	
○市民課で納付する使用料等に係る指定納付受		○金沢市病院事業の設置等に関する条例第13条	
託者の指定について (市 民 課)	5	第2項に規定する使用料に係る指定納付受託	
○令和6年度の国民健康保険料の料率等につい		者の指定について (市立病院事務局)	14
て (保険年金課)	5		
○平成9年告示第52号(福祉健康センターの所			
管区域を定めたことについて) の一部改正に			
ついて (福祉健康センター総務課)	7		
		示	

# ●金沢市告示第81号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第17条第1項の規定により次の施設を暫定自転車等駐車場として指定したので、同条第2項の規定により告示します。

令和6年4月1日

名 称	位置	駐車できる	入場及び	利用に供する期間
E 44.	12 E	自転車等の区分	出場の時間	14/11(C)(7 G)(I)
		自転車		
金沢市営兼六園下暫定自	金沢市小将町21番地	原動機付自転車	午前零時から	令和6年4月1日から
転車駐車場	並八川小村町21街地	小型自動二輪車	午後12時まで	令和7年3月31日まで
		大型自動二輪車等		
		自転車		
金沢市営武蔵自転車駐車	△汨去⇒杏町494至4b.1	原動機付自転車	午前零時から	令和6年4月1日から
場	金沢市武蔵町424番地1	小型自動二輪車	午後12時まで	令和7年3月31日まで
		大型自動二輪車等		
金沢市営森本駅東第2自	△泗士弥坳町 ≠10乗400C	点起击	午前零時から	令和6年4月1日から
転車駐車場	金沢市弥勒町イ10番地26	自転車	午後12時まで	令和7年3月31日まで
		自転車		
金沢市営金沢駅西暫定自	金沢市広岡1丁目116番	原動機付自転車	午前零時から	令和6年4月1日から
転車駐車場	地1	小型自動二輪車	午後12時まで	令和7年3月31日まで
		大型自動二輪車等		
金沢市営竪町自転車駐車	△四去歐町11/平4·1	自転車	午前零時から	令和6年4月1日から
場	金沢市竪町114番地1	原動機付自転車	午後12時まで	令和7年3月31日まで
		自転車		
金沢市営此花町自転車駐	△汨古此#冊910乗冊	原動機付自転車	午前零時から	令和6年4月1日から
車場	金沢市此花町210番地	小型自動二輪車	午後12時まで	令和7年3月31日まで
		大型自動二輪車等		
金沢市営竪町第2暫定自	<b>△汨古段町06乗441</b>	白起市	午前零時から	令和6年4月1日から
転車駐車場	金沢市竪町86番地1	自転車	午後12時まで	令和7年3月31日まで

#### 備考

- 1 この表において「自転車」とは、道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の2に規定する自転車(2輪又は3輪のものに限る。)及び身体障害者用の車いすをいう。
- 2 この表において「原動機付自転車」とは、道路交通法第 2 条第 1 項第 10号に規定する原動機付自転車( 2 輪又は 3 輪のものに限る。)をいう。
- 3 この表において「小型自動二輪車」とは、道路交通法第3条に規定する普通自動二輪車(側車付きのものを除く。)で総排気量が0.125リットル以下のものをいう。
- 4 この表において「大型自動二輪車等」とは、道路交通法第3条に規定する大型自動二輪車(側車付きのものを除く。)及び同条に規定する普通自動二輪車(側車付きのものを除く。)で総排気量が0.125リットルを超えるものをいう。

#### ●金沢市告示第82号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者(以下「指定納付受託者」という。)を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示します。

令和6年4月1日

金沢市長 村 山 卓

1 指定納付受託者の名称、事務所の所在地及び指定をした日

名 称	事務所の所在地	指定をした日
株式会社トラストバンク	東京都品川区上大崎3丁目1番1号	令和6年4月1日
GMOペイメントゲートウェイ株式会社	東京都渋谷区道玄坂1丁目2番3号	令和6年4月1日
楽天グループ株式会社	東京都世田谷区玉川1丁目14番1号	△和6年4月1日
米人グルーノ休氏云仁	楽天クリムゾンハウス	令和6年4月1日

令和6年(2024年)4月1日 第3141号の2

##一本人もつフェバノリ	東京都渋谷区桜丘町22番14号	令和6年4月1日	
株式会社アイモバイル	N.E.SビルN棟2階		
PayPay株式会社	東京都千代田区紀尾井町1番3号	令和6年4月1日	
<b>州子</b> 会払さしこフ	東京都中央区京橋2丁目2番1号	△和6年4月1日	
株式会社さとふる	京橋エドグラン13階	令和6年4月1日	

2 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる歳入

ふるさと納税寄附金及び金沢マラソンチャリティーランナー枠寄附金(指定納付受託者が提供するインターネットによる公金支払システム及びその決済基盤を利用して納付されるものに限る。)

3 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

# ●金沢市告示第83号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者(以下「指定納付受託者」という。)を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示します。

令和6年4月1日

金沢市長 村 山 卓

1 指定納付受託者の名称、事務所の所在地及び指定をした日

名	名 称 事務所の所在地			
株式会社エフレジ		大阪府大阪市北区大深町4番20号 グランフ	令和6年4月1日	
休以云社エフレン		ロント大阪タワーA		

- 2 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる歳入 金沢市電子申請サービスを通じて納付する使用料、手数料等
- 3 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

# ●金沢市告示第84号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者(以下「指定納付受託者」 という。)を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示します。

令和6年4月1日

金沢市長 村 山 卓

1 指定納付受託者の名称、事務所の所在地及び指定をした日

名 称	事務所の所在地	指定をした日
ウェルネット株式会社	北海道札幌市中央区大通東10丁目11番地4	令和6年4月1日

- 2 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる歳入 いしかわ施設予約サービスを通じて納付する使用料
- 3 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

#### ●金沢市告示第85号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の36第1項の規定により包括外部監査契約(以下「契約」という。) を締結したので、同条第6項の規定により次のとおり告示します。

令和6年4月1日

金沢市長 村 山 卓

契約の期間の始期 令和6年4月1日

- 2 契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法 基本費用の額並びに執行費用及び実費の額の合計額
- 3 契約を締結した者の氏名及び住所

越田 圭

金沢市東力3丁目104番地1

4 契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法 監査の結果に関する報告の提出後に一括で支払う。ただし、必要に応じ、概算で支払う。

# ●金沢市告示第86号

令和3年告示第131号(金沢市指定文化財の指定及びその保持者又は保持団体の認定について)の一部を次のように改正します。

令和6年4月1日

金沢市長 村 山 卓

表中

	書跡		がほかよんしゅ	1幅	金沢市広坂1丁目1番1号	指定令和5年3月22日	を
			1010111		金沢市		_ ~
Γ_							_
	書跡		花他四首	1幅	金沢市広坂1丁目1番1号	指定令和5年3月22日	
					金沢市		17
	歷史資料	はんりゅうじかんけいしり。 本龍寺関係資	**プ	1,072点	金沢市金石下本町1番23号	指定令和6年4月1日	に
		一年 1 四 小 五	.451		宗教法人 本龍寺		],

改める。

## ●金沢市告示第87号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和6年4月1日

区 分	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
御所町一丁	代表者の氏	高畠 智恵子	村上 浩二	令和6年
目町会	名及び住所	金沢市御所町1丁目63番地	金沢市御所町1丁目379番地1	3月3日
	主たる事務	金沢市金石西 4 丁目 19 番 29 号	金沢市金石西4丁目14番3号	
金石湊町町	所の所在地	並从中並行四年 1日 19 街 29 万	並从印並行四41日14番3万	令和6年
숲	代表者の氏	池田 護	川上 英彦	4月1日
	名及び住所	金沢市金石西4丁目19番29号	金沢市金石西4丁目14番3号	
	主たる事務	   金沢市打尾町ワ 35 番地	   金沢市打尾町甲 37 番地	
打尾町会	所の所在地	並代刊打定門ク 55 街地	並が同れた町中の番地	令和6年
11 庄門云	代表者の氏	石田 敏夫	細野 直彦	4月1日
	名及び住所	金沢市打尾町ワ 35 番地	金沢市打尾町甲 37 番地	
	主たる事務	   金沢市山川町リ4番地	  金沢市山川町リ 19 番地	
山川町町会	所の所在地	並が中山川町 フェ番地	並火中田川町 7 19 番地	令和6年
	代表者の氏	源憲二	南健一	4月1日
	名及び住所	金沢市山川町リ4番地	金沢市山川町リ 19 番地	

戸室新保町	主たる事務 所の所在地	金沢市戸室新保イ73番地1	金沢市戸室新保口 331 番地	令和6年
会	代表者の氏	加藤 正一	中川 智之	4月1日
	名及び住所	金沢市戸室新保イ73番地1	金沢市戸室新保口 331 番地	
	主たる事務	金沢市中山町ハ 62 番地	金沢市中山町ハ 180 番地 1	
由山町町ム	所の所在地	並代刊中田町八 02 番地	並代刊中田町// 100 番地 1	令和6年
中山町町会	代表者の氏	村上 孝志	中村 剛	4月1日
	名及び住所	金沢市中山町ハ 62番地	金沢市中山町ハ 180 番地 1	

#### ●金沢市告示第88号

計量法(平成4年法律第51号)第21条第1項の規定により特定計量器の定期検査を行うので、同条第2項の規定により次のとおり告示します。

令和6年4月1日

金沢市長 村 山 卓

#### 1 定期検査を行う区域

泉小学校、泉野小学校、内川小学校、扇台小学校、押野小学校、四十万小学校、十一屋小学校、新神田小学校、西南部小学校、中央小学校、戸板小学校、富樫小学校、長坂台小学校、中村町小学校、西小学校、額小学校、伏見台小学校、緑小学校、三和小学校、三馬小学校、安原小学校、米泉小学校及び米丸小学校の児童通学区域

2 対象となる特定計量器

質量計

3 定期検査を行う期間 令和6年5月1日から令和7年3月31日まで

4 定期検査を行う場所

特定計量器の所在の場所

#### ●金沢市告示第89号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者(以下「指定納付受託者」という。)を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示します。

令和6年4月1日

金沢市長 村 山 卓

1 指定納付受託者の名称、事務所の所在地及び指定をした日

名 称	事務所の所在地	指定をした日
株式会社北國銀行	金沢市広岡2丁目12番6号	令和6年4月1日
株式会社北国クレジットサービス	金沢市片町2丁目2番15号	令和6年4月1日
株式会社エンパシ	東京都品川区小山台1丁目8番5号	令和6年4月1日

2 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる歳入

市民課、市民センター及び税務課で納付する使用料及び手数料、ITビジネスプラザ武蔵及び金沢未来のまち創造館で納付する使用料並びに金沢広域急病センターで納付する使用料、手数料及び雑入

3 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

# ●金沢市告示第90号

金沢市国民健康保険条例(昭和34年条例第5号。以下「条例」という。)第26条第1項の規定による基礎賦課額の保険料率並びに条例第31条第1項、条例第31条の3第1項及び同条第4項の規定により基礎賦課額から減額する額、条例第26条の6の5第1項の規定による後期高齢者支援金等賦課額の保険料率並びに条例第31条第5項において準用する同条第1項並びに条例第31条の3第3項において準用する同条第1項及び同条第6項において準用する同条第4

項の規定により後期高齢者支援金等賦課額から減額する額並びに条例第26条の11第1項の規定による介護納付金賦課額の保険料率及び条例第31条第6項において準用する同条第1項の規定により介護納付金賦課額から減額する額は、次のとおりです。

令和6年4月1日

金沢市長 村 山 卓

- 1 基礎賦課額の保険料率
- (1) 所得割 総所得金額等の年100分の7.40
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき年24,000円
- (3) 世帯別平等割

特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯

1世帯につき年19,800円

特定世帯 1 世帯につき年9,900円 特定継続世帯 1 世帯につき年14,850円

- 2 基礎賦課額から減額する額
- (1) 条例第31条第1項第1号の減額する額
  - ア 被保険者1人につき年16,800円
  - イ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯

1世帯につき年13,860円

特定世帯 1 世帯につき年6,930円 特定継続世帯 1 世帯につき年10,395円

- (2) 条例第31条第1項第2号の減額する額
  - ア 被保険者1人につき年12,000円
  - イ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯

1世帯につき年9,900円

特定世帯 1世帯につき年4,950円 特定継続世帯 1世帯につき年7,425円

- (3) 条例第31条第1項第3号の減額する額
  - ア 被保険者1人につき年4,800円
  - イ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯

1世帯につき年3,960円

特定世帯 1 世帯につき年1,980円 特定継続世帯 1 世帯につき年2,970円

(4) 条例第31条の3第1項及び同条第4項の減額する額

条例第31条第1項第1号、2号又は3号により減額されている世帯以外の世帯

対象の被保険者1人につき年12,000円

条例第31条第1項第1号により減額されている世帯

対象の被保険者1人につき年3,600円

条例第31条第1項第2号により減額されている世帯

対象の被保険者1人につき年6,000円

条例第31条第1項第3号により減額されている世帯

対象の被保険者1人につき年9,600円

- 3 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率
- (1) 所得割 総所得金額等の年100分の2.58
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき年10,320円
- (3) 世帯別平等割

特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯

1世帯につき年6,720円

特定世帯 1世帯につき年3,360円

特定継続世帯 1世帯につき年5,040円

- 4 後期高齢者支援金等賦課額から減額する額
  - (1) 条例第31条第5項において準用する同条第1項第1号の減額する額
    - ア 被保険者1人につき年7,224円
    - イ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯

1世帯につき年4,704円

特定世帯 1世帯につき年2,352円 特定継続世帯 1世帯につき年3,528円

(2) 条例第31条第5項において準用する同条第1項第2号の減額する額

ア 被保険者1人につき年5,160円

イ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯

1世帯につき年3,360円

特定世帯 1世帯につき年1,680円 特定継続世帯 1世帯につき年2,520円

- (3) 条例第31条第5項において準用する同条第1項第3号の減額する額
  - ア 被保険者1人につき年2,064円
  - イ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯

1世帯につき年1,344円

特定世帯 1世帯につき年672円 特定継続世帯 1世帯につき年1,008円

(4) 条例第31条の3第3項において準用する同条第1項及び同条第6項において準用する同条第4項の減額する額 条例第31条第5項において準用する同条第1項第1号、2号又は3号により減額されている世帯以外の世帯 対象の被保険者1人につき年5,160円

条例第31条第5項において準用する同条第1項第1号により減額されている世帯

対象の被保険者1人につき年1,548円

条例第31条第5項において準用する同条第1項第2号により減額されている世帯

対象の被保険者1人につき年2,580円

条例第31条第5項において準用する同条第1項第3号により減額されている世帯

対象の被保険者1人につき年4,128円

- 5 介護納付金賦課額の保険料率
- (1) 所得割 総所得金額等の年100分の2.34
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき年11,880円
- (3) 世帯別平等割 1世帯につき年6,000円
- 6 介護納付金賦課額から減額する額
  - (1) 条例第31条第6項において準用する同条第1項第1号の減額する額
    - ア 被保険者1人につき年8,316円
    - イ 1世帯につき年4.200円
  - (2) 条例第31条第6項において準用する同条第1項第2号の減額する額
    - ア 被保険者1人につき年5,940円
    - イ 1世帯につき年3,000円
  - (3) 条例第31条第6項において準用する同条第1項第3号の減額する額
    - ア 被保険者1人につき年2,376円
    - イ 1世帯につき年1,200円

#### ●金沢市告示第91号

平成9年告示第52号(福祉健康センターの所管区域を定めたことについて)の一部を次のように改正します。 令和6年4月1日

表泉野福祉健康センターの項中「犀川小学校 湯涌小学校 押野小学校」を「押野小学校 西南部小学校 三和小学校」に改め、同表元町福祉健康センターの項中「明成小学校 馬場小学校」を「明成小学校」に、「小坂小学校 大浦小学校」を「小坂小学校 犀川小学校 湯涌小学校」に改め、同表駅西福祉健康センターの項中「緑小学校 安原小学校 西南部小学校 三和小学校」を「大浦小学校 緑小学校 安原小学校」に改める。

#### ●金沢市告示第92号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により告示します。

令和6年4月1日

金沢市長 村 山 卓

介護保険	事業所		事業者の名称	指定年月日	サービスの種類	
事業所番号	名	称	所在地	事業有の有物	1日足平月日	リーころの種類
			金沢市長町1丁			
1770107964	訪問介護ステーショ	目4番14号	株式会社フレア	△和6年9月1日	±+== <b>△</b> ±#	
1770107204	1770107264 ン 樹		メゾン・コモー	株式芸社フレチ	令和6年3月1日	訪問介護 
			ド305号			

#### ●金沢市告示第93号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により次のとおり告示します。

令和6年4月1日

金沢市長 村 山 卓

介護保険	事業所		事業者の名称	廃止年月日	サービスの種類
事業所番号	名 称	所在地	事業有の有物		リーころの種類
1770106324	デイサービスセン	金沢市芳斉2丁	公益財団法人金	令和 6 年 2 月29日	通所介護
1770100324	ター玉川苑	目 3 番28号	沢健康福祉財団	市和 O 平 Z 月 Z 9 口	週別月 曖
	株式会社アイビス	金沢市横川5丁	株式会社アイビ		
1770100830	デイサービスセン	世紀   世紀   18   18   18   18   18   18   18   1		令和6年2月29日	通所介護
	ター 愛美住・横川	日441番地	ス		

# ●金沢市告示第94号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条及び第115条の10の規定により次のとおり告示します。

令和6年4月1日

介護保険	事業所		事業者の名称	廃止年月日	サービスの種類	
事業所番号	名 称	所在地	事業有の有物		りって人の種類	
1760190916	福祉用具貸与事業所 白寿園	金沢市浅野本町 二122番地 1	株式会社中央白寿会	令和 5 年10月31日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸 与	
1760190916	福祉用具販売事業所 白寿園	金沢市浅野本町 二122番地 1	株式会社中央白寿会	令和 5 年10月31日	特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用 具販売	

# ●金沢市告示第95号

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項の規定により、特定教育・保育施設として次のとおり確認したので、同法第41条の規定により告示します。

令和6年4月1日

金沢市長 村 山 卓

施設の名称	施設の所在地	設置者の名称 施設の種類 確 認		確認	事業開始
旭畝の石柳	一地段♥クが仕地	改画有の石林	旭設の推奨	年月日	年月日
川上幼稚園	金沢市幸町17番34号	学校法人川上幼稚園	幼保連携型認	令和6年	令和6年
/ 11 工列作图	並从山丰町11番94万	子仅位八川工列作图	定こども園	3月6日	4月1日
木の花幼稚園	金沢市長町3丁目1番15号	学校法人木の花幼稚	幼保連携型認	令和6年	令和6年
/1、0.71に夕月1日図	並从中交門31日1番13万	園	定こども園	3月6日	4月1日
清泉幼稚園	金沢市橋場町13番17号	   学校法人清泉幼稚園	幼保連携型認	令和6年	令和6年
何 <i>水列</i> 作图	並仈川恂物町10街11万	子仪伍八佰水列惟图	定こども園	3月6日	4月1日
あいいくこども園	   金沢市小将町 8 番23号	社会福祉法人第三善	保育所型認定	令和6年	令和6年
めいいくことも図	□ 並扒川小村町 0 街20万	隣館	こども園	3月6日	4月1日
西泉こども園	   金沢市西泉5丁目103番地	社会福祉法人西泉保	保育所型認定	令和6年	令和6年
四水ことも風	並从中國水 9 1 日103 街地	育園	こども園	3月6日	4月1日
みどりが丘こども園	   金沢市緑が丘19番8号	社会福祉法人みどり	保育所型認定	令和6年	令和6年
かとりが且ことも園	□ 並扒川豚が113番0万	が丘保育園	こども園	3月6日	4月1日
未来のひろば	金沢市田上の里2丁目220	社会福祉法人若松福	保育所型認定	令和6年	令和6年
本本のいつは	番地	祉会	こども園	3月6日	4月1日
済美幼稚園	金沢市朝霧台2丁目67番地	学校法人済美幼稚園	幼稚園型認定	令和6年	令和6年
(月大夕)作图	並八甲物務日2 1 日07 街地	子似伍八併天列惟園	こども園	3月6日	4月1日

# ●金沢市告示第96号

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条の11第1項の規定により、特定子ども・子育て支援施設等として次のとおり確認したので、同法第58条の11の規定により告示します。

令和6年4月1日

金沢市長 村 山 卓

# 預かり保育事業

施設の名称	施設の所在地	提供者の名称	施設の種類	確 認 年月日	事業開始年月日	子ども・子育て 支援法施行規則 第28条の18第3 項を満たしてい るか否かの別
あいいくこども園	金沢市小将町8番	社会福祉法人第	認定こども園	令和6年	令和6年	満たしている
	23号	三善隣館		3月1日	4月1日	
ー みどりが丘こども園	金沢市緑が丘19番	社会福祉法人み	認定こども園	令和6年	令和6年	満たしている
りたりが正ことの図	8号	どりが丘保育園		3月1日	4月1日	1141/20 2013
西泉こども園	金沢市西泉5丁目	社会福祉法人西	認定こども園	令和6年	令和6年	満たしている
	103番地	泉保育園	応化しても図	3月1日	4月1日	個/こして 4つ
未来のひろば	金沢市田上の里2	社会福祉法人若	認定こども園	令和6年	令和6年	満たしている
木木のいろは	番地220	松福祉会		3月1日	4月1日	画/こしている

# 一時預かり事業

施設の名称	施設の所在地	提供者の名称	施設の種類	確認	事業開始
旭畝の石柳	旭叔が江北地	1定医行の行称	旭設の推筑	年月日	年月日
川上幼稚園	金沢市幸町17番34	学校法人川上幼	認定こども園	令和6年	令和6年
川上郊作園	号	稚園	応化しても園	3月1日	4月1日
みどりかわい幼稚園	金沢市上安原2丁	学校法人河合学	認定こども園	令和6年	令和6年
かこりかずびずめが限	目130番地1	園	応化しても園	3月1日	4月1日
かわい幼稚園	金沢市泉本町3丁	学校法人河合学	認定こども園	令和6年	令和6年
//・4フVュタJ/住屋	目111番地	園	応化しても園	3月1日	4月1日
第二かわい幼稚園	金沢市入江1丁目	学校法人河合学	認定こども園	令和6年	令和6年
另—//⁴4//₹3/作風	203番地 1	園	応化しても園	3月1日	4月1日
伏見かわい幼稚園	金沢市米泉町5丁	学校法人河合学	認定こども園	令和6年	令和6年
「八九八十4ノVュタ」が田園	目26番地	園	応化しても園	3月1日	4月1日

#### ●金沢市告示第97号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者(以下「指定納付受託者」という。)を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示します。

令和6年4月1日

金沢市長 村 山 卓

1 指定納付受託者の名称、事務所の所在地及び指定をした日

名	称	事務所の所在地	指定をした日
<b>州子会外エコレジ</b>		大阪府大阪市北区大深町4番20号 グランフ	令和6年4月1日
株式会社エフレジ 		ロント大阪タワーA	7和0年4月1日

- 2 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる歳入 粗大ごみ及び臨時多量ごみに係る戸別収集手数料
- 3 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで



予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項の規定によるA類疾病の予防接種を行うので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第5条の規定により次のとおり公告します。

令和6年4月1日

金沢市長 村 山 卓

1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
麻しん風しん第 1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者		
麻しん風しん第2期	5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始 期に達する日の1年前の日から当該始期に達する 日の前日までの間にあるもの	令和6年4月1日から	別冊「金沢市A類疾病定期予防接種承諾
ジフテリア・百 日せき・破傷風・ 不活化ポリオ第 1期	生後2月から生後90月に至るまでの間にある者	令和7年3月31日まで	医療機関一覧」(登載省略)のとおり

ジフテリア・破	   11歳以上13歳未満の者
傷風第2期	# W 0 H ) > # W00 H )= TY , bre 0 H) - k Y #
E I DV II bee a HE	生後6月から生後90月に至るまでの間にある者
日本脳炎第1期	平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間
	に生まれた者であって20歳未満のもの
	9歳以上13歳未満の者
日本脳炎第2期	平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間
	に生まれた者であって9歳以上20歳未満のもの
麻しん第1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者
	5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始
麻しん第2期	期に達する日の1年前の日から当該始期に達する
	日の前日までの間にあるもの
風しん第1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者
	5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始
風しん第2期	期に達する日の1年前の日から当該始期に達する
	日の前日までの間にあるもの
	昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間
風しん第5期	に生まれた男性
不活化ポリオ第 1期	生後2月から生後90月に至るまでの間にある者
結核 (BCG)	1歳に至るまでの間にある者
小児用肺炎球菌	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者
インフルエンザ	
菌b型	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者
	12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる
子宮頸がん	日の属する年度の末日までの間にある女子
丁吾類がん	平成9年4月2日から平成19年4月1日までの間
	に生まれた女子
水痘	生後12月から生後36月に至るまでの間にある者
B型肝炎	1歳に至るまでの間にある者
	生後6週に至った日の翌日から、生後32週に至る
	日の翌日までの間で予防接種法施行令第1条の3
ロタウイルス感	  第1項の表ロタウイルス感染症の項の厚生労働省
染症	令で定めるワクチンの種類ごとに同項の厚生労働
	省令で定める日までの間にある者
ジフテリア・百	
日せき・破傷風・	
不活化ポリオ・	   生後2月から生後90月に至るまでの間にある者
インフルエンザ	TK-114 2TKW11CT 08 CAMIC OF
菌b型	
图 1/ 里	

# 2 予防接種の対象者から除かれる者

- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- (2) 明らかな発熱を呈している者
- (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (5) 麻しん及び風しんに係る予防接種の対象者にあっては、妊娠していることが明らかな者
- (6) 風しん第5期に係る予防接種の対象者にあっては、風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの

抗体があることが判明し、当該予防接種を行う必要がないと認められる者

- (7) 結核に係る予防接種の対象者にあっては、結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者
- (8) B型肝炎に係る予防接種の対象者にあっては、HBs抗原陽性の者の胎内又は産道においてB型肝炎ウイルス に感染したおそれのある者であって、抗HBs人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降B型肝炎ワクチンの 投与を受けたことのあるもの
- (9) ロタウイルス感染症に係る予防接種の対象者にあっては、腸重積症の既往歴のあることが明らかな者、先天性消化管障害を有する者(その治療が完了したものを除く。)及び重症複合免疫不全症の所見が認められる者
- (10) (2)から(7)まで((6)を除く。)及び(9)に掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者
- 3 長期にわたる疾患のため予防接種の対象者であった間に予防接種を受けることができなかった場合 予防接種(ロタウイルス感染症を除く。)の対象者であった者であって、当該予防接種の対象者であった間に、 長期にわたり療養を必要とする疾病で予防接種法施行令第3条第2項の厚生労働省令で定めるものにかかったこと その他の同項の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより当該予防接種を受けることができなかったと認 められるものについては、当該特別な事情がなくなった日から起算して2年を経過する日までの間、予防接種を受 けることができる。ただし、ジフテリア・百日せき・不活化ポリオ・破傷風第1期にあっては15歳に達するまで、 結核 (BCG) にあっては4歳に達するまで、小児用肺炎球菌にあっては6歳に達するまで、インフルエンザ菌b型 にあっては10歳に達するまでの間にある場合に限る。

金沢市地区計画等の案の作成手続に関する条例(昭和62年条例第46号)第2条の規定により、次の地区計画等の原 案を令和6年4月1日から同月15日まで金沢市都市整備局都市計画課において公衆の縦覧に供します。

なお、この地区計画等の原案に関する区域内の土地の所有者その他利害関係者は、この地区計画等の原案について、 令和6年4月1日から同月22日までに、金沢市長に意見書を提出することができます。

令和6年4月1日

金沢市長 村 山 卓

地区計画等の種類	地区計画等の名称	地区計画等の位置	地区計画等の区域
AM 도 국 L 교육	末町地区		
地区計画	地区計画	金沢市末町及び辰巳町の各一部	別図(登載省略)のとおり

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定により金沢市農 用地利用集積計画を定めたので、同項の規定により公告します。

なお、当該金沢市農用地利用集積計画を金沢市農業委員会事務局に備え置いて縦覧に供します。

令和6年4月1日

金沢市長 村 山 卓

# 公 営 企 業 公 告

金沢都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和47年条例第44号)第5条の規定により、下水道事業受益者 負担金の賦課対象区域を次のように定めます。

令和6年4月1日

金沢市公営企業管理者 松 田 滋 人

第5負担区

桂町及び南塚町の各一部

第6負担区

大浦町、大友町、北間町、須崎町及び専光寺町の各一部

第7負担区

末町、辰巳町、今町、大場町、八田町、福久町及び南森本町の各一部

# 病院事業告示

# ●金沢市病院事業告示第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者(以下「指定納付受託者」という。)を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示します。

令和6年4月1日

金沢市病院事業管理者 髙 田 重 男

1 指定納付受託者の名称、事務所の所在地及び指定をした日

名 称	事務所の所在地	指定をした日
株式会社北国クレジットサービス	金沢市片町2丁目2番15号	令和6年3月15日

- 2 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる歳入 金沢市病院事業の設置等に関する条例(昭和41年条例第52号)第13条第2項に規定する使用料
- 3 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

 令和 6 年(2024年) 4 月 1 日 発行
 発行人
 金
 沢
 市

 発行所
 金
 沢
 市
 役
 所

 編集
 石川県金沢市玉鉾 4 丁目 166番地
 (株) 共
 栄